

令和4年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和4年3月8日）

（午前9時56分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、令和4年歌志内市議会第1回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、1番能登直樹さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月16日までの9日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案17件、定期監査等結果報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和4年第1回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第2号定期監査等結果報告についてを議題といたします。

この件については、提案説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第2号は、報告済みといたします。

市 政 執 行 方 針 演 説

○議長（川野敏夫君） 日程第5 市政執行方針演説を行います。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

おはようございます。

令和4年度市政執行方針につきまして、御説明を申し上げます。

令和4年第1回定例市議会の開会に当たり、新年度の市政執行に臨む私の所信と施策の大綱について申し上げ、市議会議員並びに市民の皆様へ御理解と御協力をお願いするものであります。

はじめに。

私は、市長に就任して以来、市民の皆様をはじめ多くの方々から御支援を賜り、市民が主役のまちづくりを信条に、住みたいまち、次世代に誇れるまちの実現を目指して、市政を推進してまいりました。

今後ともいかなる困難にも正面から取り組み、市民の皆様と力を合わせ、確かな未来に向けて鋭意努力を続け、市政運営に努めてまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた我が国においては、経済活動の再開と感染対策の両立を目指すも、いまだ先行きが見えない困難な状況が続いております。

また、感染症が道内で初めて確認されてから2年あまりが経過しましたが、北海道において

も感染者数が増減を繰り返す、予断を許さない状況が続く中、飲食業や観光業など、社会経済に深刻な影響が及んでおります。

この間、本市においては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、地域経済対策及び感染防止対策に関する様々な事業を実施し、市民生活や地域経済への影響を最小限にとどめるように取り組んだところでございます。

新年度におきましても、感染症の収束が見通せない状況の中、市民生活の安定を第一に考えながら、歌志内市総合計画後期基本計画、第2期歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げるそれぞれの目標達成に向け、各種施策を積極的に推進していくことといたします。

一方、本市の財政構造は、自主財源である市税につきましては、人口減少と、それに伴う経済・産業活動の縮小によって、歳入に占める割合はわずか4%にも満たない反面、50%以上を地方交付税に依存しており、臨時的な財政需要に十分な余裕のない硬直化した状況が依然として続いております。

そのため、事務事業の見直しにより、行政コストを抑えながら、限られた財源の中で、計画的で効果的な財政運営を図るとともに、歌志内市総合計画に基づいた各種の取組を着実に進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、令和4年度に取り組む主要施策の大綱について申し上げます。

第1は、「市民と協働で創るまち」であります。

複雑かつ多様化する地域課題に対応していくためには、多くの市民と直接の対話を進め、行政ニーズを的確に把握することが必要であります。

また、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民自らがまちづくりや地域課題に関心を持ち、取り組むことが不可欠であることから、地域団体などが取り組む地域づくり活動に対して、必要な支援を継続し、行政と市民がともに考え、ともに行動する協働のまちづくりを今後も推進してまいります。

広報広聴活動につきましては、広報うたしなをカラー版とし、親しみやすい紙面づくりを行っているところであり、今後も広報モニターからの御意見などを反映しながら、紙面編集の工夫と、お知らせする内容の充実に努めてまいります。

公式ホームページは、利用者がより見やすく、より使いやすく利用いただけるよう、子育て専用ページを新設するなど、全面リニューアルを行ったところであり、フェイスブックも活用しながら、必要な情報を一層分かりやすく、タイムリーに発信するよう努めてまいります。

また、まちづくりに関心を持つ市民と、まちづくりや夢、その夢を実現するための方法などを自由に語り合う場として設けた歌志内/夢・まち未来会議のほか、町内会連合会との情報交換会や、歌志内学園児童・生徒との語る会、ふれあい市長室などを開催し、より多くの市民ニーズの把握に努めてまいります。

非核平和活動につきましては、地区連合が実施している原水爆禁止世界大会への参加費用を負担するほか、希望する市民に助成を行うなど、参加促進を図り、恒久平和に対する意識の高揚に努めてまいります。

多様化する行政課題に対応するため、職員への各種研修参加を推進し、職責に応じたスキルアップを図るとともに、自己啓発による資質の向上を目的とした先進地視察などの自主研修や、これからの時代を担う地方公務員に必要な政策形成能力や行政管理能力などを総合的に習得するため、自治大学校派遣研修を継続して実施してまいります。

次に、本市の財政運営につきましては、急速な人口減少の影響により、非常に厳しい状況が続く中、限られた財源を効率的、効果的に活用し、中長期的に持続可能な財政構造を確立しな

がら、将来世代に過大な負担を残さぬよう、健全な財政運営に努めてまいります。

広域行政の推進につきましては、中空知広域市町村圏組合による圏域としての共通認識、相互補助及び創意工夫を図り、中空知定住自立圏形成協定に基づき、構成市町とともに各種取組を推進してまいります。

また、空知全体の活性化や魅力発信に向け、広域的に事業展開する北海道空知地域創生協議会に参加し、移住・定住を含めた地方創生に努めてまいります。

情報化に関する取組につきましては、住民サービスの向上及び行政運営の安定化と効率化を図るため、適切に各種システム機器の維持管理及び職員へのセキュリティ教育を実施するとともに、国の自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づき、行政手続のオンライン化を図るなど、利便性の向上に努めてまいります。

第2は、「活力と魅力あふれるまち」であります。

北海道経済は、新型コロナウイルスの影響が続く中、持ち直し基調が持続するものの、変異株の感染が急拡大し、先行きは不透明な状況となっております。

さらに、インバウンドの本格回復は難しく、観光産業や飲食業などでは、コロナ禍前の水準に回復するには、まだ時間を要するものと見込まれております。

一方、市内商工業者においても、引き続き厳しい経営を余儀なくされていることから、商業振興と消費喚起を目的とするプレミアム付商品券発行事業への支援を継続するとともに、うたしない企業の笑顔応援補助金及び創業支援事業補助金を引き続き実施し、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

また、企業誘致活動につきましては、対象企業の発掘や誘致実現に向けて、新たに歌志内市産業振興アドバイザーを配置し、専門的な知識及び経験に基づく助言や情報提供を得ながら取り組んでまいります。

なお、多くの市民が望んでいるスーパーマーケットの進出に向け、商工会議所と連携を図りながら、市内事業者や雇用の確保など、調整を進めてまいります。

鉱業の振興につきましては、空知炭礦グループによる露頭炭採掘事業の継続並びに安定操業に向け、関係機関と連携のもと、引き続き支援してまいります。

次に、農業の振興につきましては、昨年、民間法人へ譲渡したワイン用ブドウ栽培事業の安定化及び今後の6次産業化に向け、事業者はもとより、関係機関と連携のもと、引き続き支援を行ってまいります。

なお、有害鳥獣対策につきましては、春・秋のエゾシカ一斉駆除をはじめ、ヒグマ対策として、猟友会や警察との連携、さらには近隣市町との情報共有を図りながら取り組んでまいります。

次に、観光振興につきましては、地域おこし協力隊員2名を新たに採用し、イベントの企画などをはじめ、観光情報等の発信に努めるとともに、道の駅附帯施設については、改めて指定管理制度による活用方法の検討を進めてまいります。

また、旧歌志内線の駅名標設置事業は、旧歌志内駅と旧文珠駅を設置し、昨年度の三つの駅名標と併せて、設置を完了させてまいります。

株式会社歌志内振興公社が経営するチロルの湯につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大や緊急事態宣言等の発出により、非常に厳しい経営が続く中、観光需要及び人流の回復に期待するとともに、引き続き市民の健康増進施設として必要な支援を行ってまいります。

労働行政につきましては、商工会議所やハローワークなど、関係機関との情報共有や、広報などを利用した各種制度の情報提供を進めるとともに、合同企業説明会などへの参加を促進し

ながら、雇用の確保に努めてまいります。

次に、定住化対策につきましては、本町地区分譲地が残る1区画となったことから、旧西小学校グラウンドを宅地として活用し、定住の促進を図ってまいります。

あわせて、利用件数が増えている住宅建設等奨励金制度を継続するとともに、他の市町に引けをとらない充実した子育て支援策や教育環境を総合的にPRするなど、定住化に向けて取り組んでまいります。

また、北海道や中空知広域市町村圏組合、北海道移住促進協議会等の関係機関と連携を図り、移住・定住に関する地域情報の発信、提供を積極的に展開してまいります。

なお、交流人口を増やす取組としましては、かもい岳スキー場やチロルの湯との連携、さらには市民祭りや、冬の風物詩であるなまはげ祭など、積極的に活動されている諸団体への支援を継続し、地域の活性化に結びつけてまいります。

また、地元事業者が中心に取り組まれている観光地域づくりの法人化につきましては、商工会議所等との連携を含め、対応してまいります。

第3は、「健康で心ふれあうまち」であります。

地域福祉の推進につきましては、全ての市民が健康で幸せな人生を長く続けられるよう、健康寿命の延伸を最重要課題と捉え、引き続き誰もが住みたいと思う福祉のまちづくりの実現を目指してまいります。

あわせて、歌志内市地域福祉計画に基づき、多様化する福祉課題に着実に取り組むとともに、社会福祉協議会が地域活性化の拠点として効果的に機能するよう、支援と連携を図ってまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、外出支援助成事業及び各種生活支援事業を継続、拡充し、地域包括ケアシステムの構築と地域ケア会議の充実を図りながら、高齢者にとって必要な生活基盤整備を進めるとともに、新たに認知症予防対策の一環として、中等度の難聴を抱える高齢者に対し、補聴器購入費用の一部助成を行ってまいります。

なお、歌志内市デイサービスセンターにつきましては、経年劣化が著しい施設の内部改修を行い、利用者の皆様が安全で快適なサービスが受けられるよう、環境整備を進めるとともに、指定管理期間が最終年度を迎えるため、指定管理の継続の可否等について検討を行ってまいります。

また、老人福祉センターにつきましては、利用者の減少が顕著であることなどから、指定管理者であるシルバーセンターの解散にあわせて指定を解除し、施設を廃止することといたします。

なお、これまでシルバーセンターが受託してきた事業の一部について、在宅高齢者等への支援事業として実施してまいります。

児童福祉の推進につきましては、第2期歌志内市子ども・子育て支援事業計画を基本に、関係機関や教育委員会との連携による各種施策に取り組むとともに、認定こども園における質の高い幼児教育の提供と充実した保育の場を確保し、利用する全ての子供たちに、体験や学習、交流などの機会を提供してまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、歌志内市障がい者計画及び歌志内市障がい福祉計画に基づき、各種サービスの提供を推進するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、広域的な支援施策の継続を含め、障がい者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。

次に、保健行政の推進につきましては、歌志内市健康増進計画に基づき、市民の誰もがより

長く健康で安心して暮らし続けることができるよう、予防対策事業及び健康づくり事業を推進してまいります。

母子保健事業につきましては、子育て用品レンタル費用助成事業の対象品目を充実してまいります。

なお、感染症対策事業として、18歳以下の子ども及び妊婦、高齢者にするインフルエンザ予防接種の無料化につきましては、市外医療機関の利用を含め、継続してまいります。

また、子宮頸がんワクチン接種の勧奨を再開し、実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、引き続き歌志内市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を中心に、保健所をはじめとする関係機関と緊密な連携を図り、感染拡大防止に努めるとともに、市民へのワクチン接種については、適正な体制整備のもとで、スムーズな接種を実施してまいります。

病院事業につきましては、病院運営の指針としております歌志内市立病院経営健全化計画を基本に、引き続き経営の健全化に努力してまいります。

なお、今後、国が新たに策定する公立病院経営強化ガイドラインに基づいた次期計画を策定することになりますが、それまでの間は、本計画を継続し、病院運営の健全化に向けた取組を行ってまいります。

また、医師体制につきましては、現在の固定医師2名体制を維持しながら、北海道大学病院や北海道地域医療振興財団の支援を受け、安定的な医療の提供に努めてまいります。

建設改良工事につきましては、老朽化した電話交換設備の取替え工事を行うとともに、医療機器につきましては、X線透視撮影装置や、入院患者用ベッドなどの更新を行ってまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、北海道が実施主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保に取り組んでおります。

引き続き適正な保険税の賦課・徴収に努めるとともに、北海道国民健康保険運営方針及び空知中部広域連合の計画に基づき、医療費の適正化を図りながら、各種保健事業を推進し、被保険者の健康の保持・増進及び事業の健全な運営と国保財政の安定化に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、被保険者が安心して医療が受けられるよう、運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合の計画に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいります。

また、子供の医療費助成につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、次代を担う子供たちの保健の向上と健やかな育成を図るため、18歳までの医療費無料化を継続してまいります。

第4は、「安心して快適に暮らせるまち」であります。

市民の安全で安心な暮らしを支えるため、北海道とともに道路や河川、治山施設などの日常的なパトロールを継続し、安全確保に努めるとともに、必要に応じて、北海道に対し、維持管理などの要望を行ってまいります。

道路事業につきましては、美山地区生活道路改修工事等を行うとともに、安全な通行を確保するため、支障木の伐採を行うなど、維持管理に努めてまいります。

また、消費電力の節減と老朽化対策として、引き続き防犯灯のLED化を進めてまいります。

橋梁整備につきましては、歌志内市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の延命化を図るため、共栄橋改修工事を実施するほか、5年おきに実施している市道の橋梁点検を行い、安全性

の確保に努めてまいります。

河川事業につきましては、火薬庫沢川の護岸改修工事を継続するとともに、近年の局地的豪雨被害対策として、河川の浚渫など、浸水対策の強化に努めてまいります。

都市計画事業につきましては、新たに作成した歌志内市立地適正化計画に基づき、居住機能や医療・福祉、商業、公共交通などの様々な都市機能を誘導することで、まちのコンパクト化を図りながら、効率のよい快適で利便性の高いまちづくりを進めてまいります。

公共交通機関の確保につきましては、地域の人口減少に加え、コロナ禍の影響により、一段と厳しさが増しております。

こうした状況を踏まえ、空知総合振興局を中心に策定する中空知地域公共交通計画策定事業に参画し、地域住民のニーズを的確に把握しながら、本市における持続可能な公共交通の維持に取り組んでまいります。

市営住宅の整備につきましては、新たに策定した歌志内市公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存住宅の長期的活用や住環境の改善を図るため、東光三区地区改良住宅1棟24戸の屋上防水、外壁塗装を実施するとともに、歌神一区地区改良住宅2棟24戸のボイラー更新のほか、中村中央地区改良住宅5棟26戸、文珠団地1棟4戸及び文珠高台団地1棟4戸の解体除却を行い、市営住宅のコンパクト化を進めてまいります。

このほか、管理灯のLED化を進め、より一層、良好な住環境整備に努めてまいります。

上水道事業につきましては、中空知広域水道企業団の管理のもと、安全で安定的な水道水の供給が確保されるよう努めてまいります。

下水道事業につきましては、計画区域内の水洗化率は令和3年12月末現在で91.3%となっており、より快適性の向上を図るため、未整備住宅への水洗化促進に努めるとともに、下水道不明水の増加に伴う対策強化として、各マンホール内の目視点検を実施するほか、カメラ調査による結果に基づき、不明水の止水工事を行ってまいります。

また、経営・資産等の状況を把握し、経営基盤の安定化を図るため、令和5年度からの地方公営企業法の適用に向けて、企業会計導入への移行作業を引き続き行ってまいります。

次に、環境衛生事業の推進につきましては、ごみの不法投棄や不適正排出の防止を図るため、看板の設置や広報紙、巡回による啓発を行い、環境美化に努めてまいります。

また、資源回収奨励金の交付による資源回収団体の活動を支援することにより、資源物の回収を促進するとともに、市民や地域、団体などと連携しながら、ごみの減量と再資源化を推進してまいります。

なお、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が本年4月に施行予定であることから、現在、焼却処理されておりますプラスチックごみの分別・収集について、調査、研究を行ってまいります。

可燃ごみの処理につきましては、中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設において、円滑に適正処理されるよう、広域連合などと連携を図るとともに、広域連合から受託した焼却灰を処理する専用施設である東光最終処分場を適正に管理運営してまいります。

また、一昨年4月から3年間を目途に、赤平市の一般廃棄物の受入れを行っております上歌最終処分場につきましては、適正な管理運営に努めるとともに、同市の来年度以降の意向確認を行ってまいります。

し尿等の処理につきましては、石狩川流域下水道組合及び赤平市との連携を図りながら、適正な共同処理に努めてまいります。

環境保全の推進につきましては、地球温暖化に大きな影響を与えると言われる温室効果ガス、

中でも二酸化炭素排出量の削減に向け、公共施設の設備等の更新による省エネルギー化の推進や、再生可能エネルギーの導入について、検討してまいります。

消防行政の推進につきましては、多種多様化する災害に迅速に対応するため、昨年度、導入いたしました消防業務管理システムを拡張し、要配慮者における救急・救助をはじめとする支援体制の充実に努めてまいります。

火災予防につきましては、防火対象物への立入検査による違反是正の徹底及び住宅における防火指導などによる啓発活動の強化を図り、無火災を目指してまいります。

救急業務につきましては、高規格救急自動車を更新し、さらなる救急体制の充実に図り、住民の安全・安心の確保に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の継続及び救急現場における応急処置の充実と、救命率を向上させるため、引き続き特定行為などの救急救命士を主体とした研修を進めてまいります。

また、消防の広域化につきましては、北海道消防広域化推進計画に基づき、関係機関と協議してまいります。

防災対策につきましては、避難訓練や防災ハザードマップに基づく説明会を実施するなど、市民の防災・減災意識の高揚を図るとともに、自主防災活動の普及啓発を図ることといたします。

また、食料や生活用品などの防災備蓄品については、計画的に更新、整備を行いながら、効率的な備蓄や活用に努めてまいります。

防犯対策につきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、自主防犯活動に取り組む諸団体への支援など、関係機関と連携しながら、地域ぐるみによる防犯体制の強化に努めてまいります。

次に、交通安全の推進につきましては、本年1月に交通事故死ゼロ4,000日を達成いたしました。今後も交通事故のない安全なまちづくりを進めるため、関係機関や団体と連携した交通安全運動及び啓発活動を通じ、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努めるとともに、赤歌警察署に交通違反の取締り強化を要請するなど、交通事故抑止に向けた対策を推進してまいります。

消費者行政の推進につきましては、コロナ禍に乗じた詐欺や、複雑・巧妙化する悪質商法などの消費者被害の未然防止と、被害相談への迅速な対応を図るため、引き続き滝川地方消費者センターなど関係機関と連携し、消費者保護に努めてまいります。

第5は、「豊かな心を育む教育と文化のまち」であります。

急速なグローバル化や高度情報化に伴うSociety 5.0時代の到来、人口減少や少子高齢化など、急激な社会変化への対応、さらに新型コロナウイルス感染症との共生が求められるなど、教育を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような中、次代を担う子供たちの健やかな成長は、市民共通の願いであることから、義務教育学校歌志内学園と、認定こども園あおぞらとの連携を推進し、円滑な接続を図ってまいります。

また、児童・生徒の給食費無料化や、修学旅行費用の全額助成などの継続に加え、現行の奨学金貸付金の増額及び新たに卒業後の市内居住等により、返還を免除する制度の創設など、子育て世帯の経済的支援により、子供が少ない本市ならではのオンリーワンの子育てを実践できるよう、教育委員会と意思疎通を図りながら、教育の充実に努めてまいります。

児童館等の一元化施設につきましては、昨年度に文教地区整備基本計画策定委員会で検討いただいた意見等をもとに、広く市民が活用できる多機能を有する施設の建設を目指し、本年度

は基本設計に着手してまいります。

社会教育につきましては、家庭や地域における教育力の向上や、学びによる人とのつながりの大切さを促進し、子供の健全育成に向けた事業を実施してまいります。

加えて、コミュニティセンターや郷土館などの社会教育施設が幅広く利用されるよう、市民の健康で生きがいのある生活を支援する学習活動の充実に努め、文化・芸術・スポーツ活動の振興を図るために、関係団体などの活動を支援してまいります。

私から教育分野の概略について御説明いたしました。具体的な施策などにつきましては、別途、教育長からの教育行政執行方針の中で申し上げることといたします。

以上、令和4年度の市政執行に臨む私の決意と、主要な施策の大綱を述べさせていただきました。

むすびに。

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見えず、感染拡大が繰り返される中、市民の皆様には、長期的な行動変容を余儀なくされ、日々、不安な生活を送られていることと存じます。

また、人口減少と少子高齢化の急激な進行及び地域経済の疲弊が続く本市におきまして、即効性のある起爆剤となる取組は難しい状況ではありますが、確かな未来の実現に向け、歩みをとめるわけにはまいりません。

歌志内は多くの可能性を秘めております。必ずや希望に満ちた明るい明日は訪れます。

私は、本市の新たな局面を開く挑戦に全身全霊を傾けるとともに、何事に対しても広い視野に立ち、歌志内市総合計画に掲げる、みんなで創る笑顔あふれるまち、全ての市民が幸せを実感できるまちづくりの実現に向けて、最善の努力を積み重ねてまいりる決意であります。

議員各位並びに市民の皆様には、今後とも一層の御理解と温かい御支援を賜りますようお願いを申し上げます。令和4年度の市政執行方針といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、教育行政執行方針演説を行います。

渡部教育長。

○教育長（渡部一幸君） —登壇—

令和4年第1回定例市議会の開会に当たり、教育行政の執行方針について申し上げます。

はじめに。

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展に加え、AIやICTの急速な普及により、加率的に社会情勢が大きく変化するとともに、新型コロナウイルス感染症との共生など、教育をはじめとする様々な分野に大きな影響を及ぼしております。

このような状況の中、一人一人の児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会のつくり手となるための資質、能力を育成することが求められております。

このため、歌志内市総合計画後期基本計画及び第2期歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げている、オンリーワンの子育てと教育による人づくりを大切にするまちの実現に向けて各種事業を展開する中で、教育行政につきましても、歌志内市教育大綱の基本目標である豊かな心を育む教育と文化のまちをつくることに全力を尽くしてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、学校や保護者、関係機関、関係団体などと連携し、その対応に万全を尽くしてまいります。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は、「学校教育の充実」であります。

開校2年目となる歌志内学園につきましては、9年間の学びを見通し、義務教育学校ならではの教育課程の編成などにより、夢の実現に向かって変化する時代を力強く生き抜く子の育成を目指し、1年生から9年生までを4・3・2の三つのブロックに分け、各ブロックでの特性に応じた指導を推進してまいります。

また、学習指導要領の理念である、何を学ぶのか、どのように学ぶのか、何ができるようになるのか、の視点に基づいた指導の充実と、知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成を行ってまいります。

義務教育学校における柱の一つ、教科担任制につきましては、前年度同様、前期課程より一部の教科について導入し、児童・生徒の基礎学力向上を目指してまいります。

また、英語教育につきましても、1年生からの実施を継続してまいります。

教育環境整備につきましては、校舎外壁改修及びテニスコート整備、体育館床補修などを行ってまいります。

GIGAスクール構想による1人1台端末や電子黒板、デジタル教科書などのほか、今年度導入するAIドリルを活用し、授業内容の充実を図るとともに、教員のICT機器活用に対応するための支援体制を充実してまいります。

また、家庭にWi-Fi環境のない要・準要保護世帯を対象として、オンライン学習通信費負担のほか、高等学校等のBYODに係るパソコン購入費用の支援を行ってまいります。

前期課程における複式学級への対応として、よりよい教育環境を維持するため、市費による教員確保を継続し、学年単位での学級編成を行ってまいります。

学校での教育以外の取組につきましては、実用英語技能検定料の補助や、放課後及び長期休業を活用した自主的な学習機会の提供、外部講師による公的学習塾の開設により、基礎学力の向上に努めてまいります。

また、令和5年度開設を予定している新たな学びの場に配置する人材、地域おこし協力隊員の募集を行ってまいります。

コミュニティスクールにつきましては、学校と保護者、地域が協働しながら、子供の成長を支え、地域とともに学校づくりを進めるため、今年度より導入してまいります。

学校は子供たちの可能性を伸ばし、子供たちが最優先に尊重され、自分の存在を実感できる場所であり続けることが大切です。

いじめや不登校等の問題行動につきましては、早期発見や丁寧な対応について組織的に進めるとともに、児童虐待の未然防止や早期発見などにも努め、子供の人権、命の尊厳の視野に立ち、些細なことも決して見逃さず、家庭や関係機関と密接な連携を図り、迅速で適切な対応を心がけ、最善を尽くしてまいります。

また、障がいのある子、障がいのない子がともに学ぶインクルーシブ教育の理念を踏まえ、一人一人のニーズに応じた指導や特別支援教育を推進してまいります。

体力・運動能力の向上につきましては、体力向上プログラムによる取組として、キンボールや、外部指導者の協力によるスキー、ダンスを実施してまいります。

学校給食につきましては、メニューの工夫、改善を図りながら、安心・安全な給食提供に努めます。

また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた食育指導に取り組んでまいります。

各家庭の負担軽減につきましては、児童・生徒の家庭が安心して子育てに集中できる環境を

整えるため、学校給食費無料化や修学旅行費用の全額助成、高等学校等就学支援金助成制度などを継続してまいります。

また、特別支援学校就学援助金の増額を行うほか、現行の奨学金貸付金を増額するとともに、卒業後の市内居住により、返還を免除する制度を創設いたします。

第2は、「幼児教育及び家庭教育、放課後児童対策の充実」であります。

就学前の幼児につきましては、家庭における教育が全ての教育の出発点と言われております。家族のふれあいを通して、子供は基本的な生活習慣や生活能力、倫理観、社会的なマナーなどを学び始めます。

子供を育てている家庭に対して、認定こども園あおぞらをはじめとし、学校、家庭、地域、関係機関が連携しながら、幼児期にふさわしい教育が提供されるよう、保育と幼児教育の理解や安全対策、子育て支援等に必要な情報や学習機会の充実に努めてまいります。

放課後児童対策につきましては、子供の居場所づくりを充実し、子供たちの健全育成活動を推進する観点から、歌志内学園敷地内に児童館等の一元化施設を建設してまいります。昨年度、検討いただいた文教地区整備基本計画策定検討委員会の意見等をもとに、多世代交流機能を併せ持つ施設として、基本設計を行ってまいります。

第3は、「社会教育の充実」であります。

子供が将来に対して夢や希望を持ち、限らない可能性に向かって健やかな成長を遂げるため、学校や家庭を離れた場面において、社会や多くの人々と関わりながら経験を積み重ねることが必要です。

加えて、これからの複雑多様な社会を生きる上で、自立心や協調性、想像力、コミュニケーション能力などの育成も求められております。

郷土愛や郷土の誇りを子供の心に育むとともに、地域の中で生きる力や豊かで強い心を培い、学校や家庭で学んだことを社会の中で活かすことができるよう、体験活動や異年齢交流などの機会を設けてまいります。

また、子供たちが非行や犯罪に巻き込まれることなく、安心して過ごすことができるよう、地区補導員や関係機関と連携し、巡視や見守り活動を続けてまいります。

成人、高齢者への教育につきましては、誰もが人生どの時期においても必要なことを自ら学び、その成果を個人生活や社会に活かすことができる生涯学習社会実現への取組を推進してまいります。

コミュニティセンターうたみんにつきましては、多くの市民が、立場や年齢に関係なく参加することができる地域交流事業を実施するなど、それぞれの知識や技能、経験を深める機会を提供し、地域における学習活動等の拠点として利用を促進してまいります。

また、今年度は、アンサンブルグループ、奏楽によるコンサートを実施いたします。

図書館につきましては、誰もが利用しやすい環境づくりを進めるため、蔵書の更新や貸出業務、インターネットサービス、図書館事業の充実に努め、Wi-Fiが利用できる憩いの場、子供の学習の場としてなど、より有効に活用されるよう努めてまいります。

また、歌志内学園や認定こども園とも連携をとり、子供たちの読書活動の推進を図るよう努めてまいります。

なお、文教地区整備基本計画策定検討委員会での意見を参考に、児童館等の一元化施設における図書コーナーのあり方について、検討してまいります。

郷土館ゆめつむぎにつきましては、より多くの方々に利用されるよう、入館料を無料といたします。

また、旧空知炭鉱倶楽部こもれびの杜記念館を含め、展示内容や行事の工夫、施設の有効活用に努め、郷土の歴史や文化の継承を進めてまいります。

なお、両館の活性化や、文化・歴史等に係る魅力発信、郷土料理なんこの伝承などを行うことを目的に、地域おこし協力隊員を配置してまいります。

第4は、「芸術・文化・スポーツの充実」であります。

本市の芸術・文化活動は、芥川賞作家の高橋揆一郎氏をはじめ、全道・全国に名を残す画家や書家を輩出し、これらの人々によって文化連盟が発足するなどの発展を経てまいりました。現在、国画会の会員が市内で活動を続けられ、さらに、若者の間に和太鼓の活動が継承される力がありますので、これらの方々やサークル等を支援するとともに、その力をお借りするなどの関係を保ちながら、芸術・文化の振興に努めてまいります。

社会体育施設につきましては、近隣市町の体育施設やプールの共同利用などを引き続き促進し、老朽化が著しい市民体育館は、児童館等の一元化施設建設にあわせ、利用状況を勘案した規模の代替施設について、引き続き検討してまいります。

また、子供から高齢者までの幅広い世代が参加できるスポーツやレクリエーションの機会を提供するなど、体を動かすことによる健康の保持・増進に努めてまいります。

なお、今年度より、市民の体力向上を目的に、かもい岳スキー場シーズン券の購入費用の助成を行ってまいります。

以上、本年度の教育行政の執行方針について申し述べました。

教育委員会といたしましては、自信を持って自らの未来を自らの手で切り拓く人材の育成に向けた、次世代の人を育むまちづくり及び学習を通じた地域の絆を育むまちづくりを目指し、関係機関や諸団体との密接な連携を保ち、教育・文化・スポーツの振興に最善を尽くす所存であります。

市議会をはじめ市民の皆様の教育行政に対するより一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。令和4年度の教育行政執行の方針といたします。

○議長（川野敏夫君） これをもって、市政執行方針及び教育行政執行方針演説を終わります。

なお、市政執行方針及び教育行政執行方針を含む一般質問は、3月9日から11日までの3日間を予定しております。

議 案 第 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 議案第2号歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第2号歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、国家公務員の非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に準じ、妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページを御覧願います。

第2条は、育児休業をすることができない職員の規定でございます。

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止するものでございます。

第17条は、部分休業をすることができない職員の規定でございます。

非常勤職員の部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を第2条とともに廃止するものでございます。

第21条は、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等の規定でございます。

資料は2ページにわたります。

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向を確認し、不利益な取扱いを受けないようにするための規定を新たに設けるものでございます。

第22条は、勤務環境の整備に関する措置の規定でございます。

育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、規定を新たに設けるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議 案 第 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第3号歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君）　－登壇－

議案第3号歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、教育委員会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「学校運営協議会」を設置するに当たり、同協議会の委員に対し、報酬及び費用弁償を支給できるよう、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の3ページを御覧願います。

別表1に、学校運営協議会の委員を加える改正ですが、令和4年度に学校運営協議会を設置するに当たり、協議会の委員に対し、報酬及び費用弁償を支給できるよう、別表1に新たに学校運営協議会の委員を加えるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君）　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、6名の委員をもって構成する条例・予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　御異議なしと認めます。

したがって、本件については、6名の委員をもって構成する条例・予算等審査特別委員会を設置し、付託の上、会期中の審査に付することに決定いたしました。

ただいま設置されました条例・予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長が指名いたします。

条例・予算等審査特別委員会委員に、能登直樹さん、山崎瑞紀さん、山川裕正さん、下山則義さん、本田加津子さん、女鹿聡さん、以上のとおり指名をいたします。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前10時58分　休憩

午前11時08分　再開

○議長（川野敏夫君）　休憩を解いて、会議を再開いたします。

議 案 第 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第4号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第4号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）の施行に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の4ページを御覧願います。

目次の改正規定ですが、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者が作成、保存などを行うものや、保育所等と保護者との間の手続などに関するもので、書面によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能とするため、第4章を追加するものでございます。

第5条は、内容及び手続の説明及び同意についての規定でございます。

資料は5ページにわたります。

第2項から第6項までの規定は、今回、追加される第4章で包括的に規定されるため、削除するものでございます。

第38条第2項の規定は、第5条第2項から第6項までの準用規定ですので、あわせて削除するものでございます。

第42条は、特定教育・保育施設等との連携についての規定でございます。この改正は、規定の整備に伴うものでございます。

本則に第4章を加える改正規定ですが、資料は6ページから7ページにわたります。

目次に第4章を加える改正規定で御説明のとおり、デジタル化の推進に伴い、書面による手続を電磁的方法によることも可能とするため、第53条を加えるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議 案 第 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第5号歌志内市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） —登壇—

議案第5号歌志内市消防団条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、全国的な消防団員数の減少に歯止めをかけるため、国が市町村に対し、消防団員の処遇等の改善の一環として、報酬等の見直しを求める通知があったことから、本市においても、当該通知に基づき、消防団員に係る報酬等の処遇改善を行うため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市消防団条例の一部を改正する条例。

歌志内市消防団条例（昭和30年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の8ページを御覧願います。

第14条は、報酬の規定でございます。

資料は9ページにわたります。

国の通知によりまして、出動の回数によらず、日常的な活動に対して支給される報酬を年額報酬とし、今まで出動の際、支給しておりました費用弁償を出動報酬とするなど、消防団員に係る処遇改善として、支給する報酬を年額報酬と出動報酬の2種類とし、その支給方法に関する規定を定め、関係条文を改めるものでございます。

第15条は、費用弁償の規定でございます。

現在、災害や訓練等で出動した場合、それぞれの額で費用弁償を支給しておりますが、先ほど御説明のとおり、今後は出動報酬として支給されることとなります。

この規定は、災害等で出動するに当たり、消防本部もしくは第2分団詰所へ参集する際に発生する実費を、別途、費用弁償として支給できるよう定めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第6号特別支援学校就学援助に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第6号特別支援学校就学援助に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、特別支援学校に就学する児童・生徒に対しての就学援助金を増額支給することにより、保護者の経済的負担を軽減しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

特別支援学校就学援助に関する条例の一部を改正する条例。

特別支援学校就学援助に関する条例（昭和30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の10ページを御覧願います。

第2条は、就学援助金の支給の規定ですが、昭和58年から金額の改定を行っていないことから、現行の市立学校就学児童・生徒の保護者への支援施策との均衡を図り、保護者の経済的負担を軽減するため、就学支援金を月3,500円から5,000円に改めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第7号歌志内市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第7号歌志内市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、奨学金の貸付上限額を引き上げるなど、制度の利用促進を図り、本市に定住を志向する人材を育成及び確保できるよう、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市奨学金貸付条例の一部を改正する条例。

歌志内市奨学金貸付条例（昭和52年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の11ページを御覧願います。

第1条は、目的の規定ですが、奨学金を貸し付けることにより、修学の支援をするとともに、歌志内市に定住を志向する有用な人材の育成及び確保することを目的に加えようとするものでございます。

第2条は、奨学生の規定ですが、第1号に規定の学校区分について、大学等とする略称を定義するものでございます。

第3条は、奨学金の金額の規定ですが、文言の整理を行うものでございます。

第8条は、奨学金の貸付け方法の規定ですが、入学一時金は、入学年度の6月までに本人に貸付けするなど、規定を整備するものでございます。

第16条は、奨学金返還の猶予の規定ですが、返還に苦慮する奨学生の救済を目的として、無職、未就職または低収入により、返還が困難な場合に、猶予することができる規定を追加するものでございます。

資料の12ページを御覧願います。

第18条は、奨学金返還に対する延滞金の規定ですが、国税通則法の延滞税の割合に合わせるほか、文言の整理をするものでございます。

第19条は、返還免除の規定でございますが、返還免除をする要件といたしまして、死亡のほか、心身障害となった場合を加え、奨学金の返還未済額の全部または一部を免除することができる規定を新たに設けるものでございます。

別表の改正規定でございますが、入学一時金を新たに設けるとともに、奨学資金の増額を行う規定の整備をするものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。
以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することといたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第8号歌志内市郷土館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第8号歌志内市郷土館条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、郷土館の利用促進を図り、多くの入館者に本市の歴史などの認識を深めていただくため、入館料を無料にしようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市郷土館条例の一部を改正する条例。

歌志内市郷土館条例（平成9年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の13ページを御覧願ひます。

第5条は、使用料の規定ですが、入館料を無料化することに伴ひ、関係条文を整備するものでございます。

別表の改正規定ですが、入館料を無料化することに伴ひ、入館料に関する項目を削除するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議案第9号から議案第13号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第9号より日程第17 議案第13号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第9号から議案第12号までの補正予算につきまして、私から一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、議案第13号の補正予算につきましては、病院事務長から御提案申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

議案第9号令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第10号）。

令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,828万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,348万7,000円とする。

2項は省略いたします。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条、債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条、地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

5ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業、金額、138万6,000円。

これは、国のマイナンバーカードシステム整備事業費等補助金を受けて行うワンストップ化に係るシステム改修事業ですが、年度内での完了が見込めないことから、令和4年度事業の繰越し事業として、繰越明許するものであります。

3款民生費1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、金額、

6,429万円。

これは、全額、国の補助金を財源として実施する住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業ですが、家計急変世帯などの申請を9月末まで受け付けることとされており、給付事業を年度内での完了が見込めないことから、令和4年度の繰越事業として繰越明許するものであります。

第3表 債務負担行為補正。

廃止。事項、老人福祉センター指定管理料、期間、令和2年度から令和4年度まで。限度額、1,010万円。

これは、指定管理者である歌志内市シルバーセンターが解散することに伴い、設定していた債務負担行為を廃止しようとするものであります。

第4表 地方債補正。

1、変更。

起債の目的、過疎地域自立促進特別事業、補正前限度額1,400万円に4,780万円を増額し、補正後限度額を6,180万円に変更するものであります。

本事業は、市町村の過疎計画に定められたソフト事業を対象とした過疎対策事業債であり、住宅改修促進助成事業として4,950万円を過疎地域自立促進特別事業基金へ積み立て、観光施設活性化推進事業の対象経費の減により、同意予定額を830万円、学校給食費無償化事業の同意予定額を400万円とするものであります。

同じく義務教育学校整備事業、補正前限度額770万円に1,140万円を増額し、補正後限度額を1,910万円に変更するものですが、増額の理由は、対象経費の増に伴う同意予定額の増であります。

同じくデイサービスセンター屋上改修事業、補正前限度額980万円に350万円を増額し、補正後限度額を1,330万円に変更するものですが、増額の理由は、対象経費の増に伴う同意予定額の増であります。

同じく臨時財政対策債、補正前限度額6,000万円に970万8,000円を増額し、補正後限度額を6,970万8,000円に変更するものですが、増額の理由は、普通交付税の算定に伴う同意予定額の増であります。

次に、2、廃止。

起債の目的、体育館照明整備事業、限度額350万円を廃止するものであります。変更いたしました義務教育学校整備事業の対象経費に含め、同意となったことから、廃止するものであります。

次に、議案第10号にまいります。

議案第10号令和3年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ606万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,494万円とする。

2項は省略いたします。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費。

1款市営公共下水道事業費1項公共下水道事業費、事業名、公共下水道事業、金額、135万2,000円。

これは、石狩川流域下水道組合の建設事業費に対する負担金で、同組合の建設事業の一部が翌年度に繰り越されることに伴い、当市の負担分を令和4年度の繰越事業として繰越明許するものであります。

第3表 地方債補正。

追加。

起債の目的、公営企業会計適用債、限度額500万円。

これは、公営企業会計の適用に要する経費の財源として、地方債を借入れするものであります。

次に、変更。

起債の目的、流域下水道事業、補正前限度額250万円から60万円減額し、補正後限度額を190万円に変更するものですが、減額の理由は、対象額の確定による同意予定額の減であります。

次に、議案第11号にまいります。

議案第11号令和3年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,225万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,525万2,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第12号にまいります。

議案第12号令和3年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ571万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,228万7,000円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第9号から議案第12号までの補正予算につきまして、一括御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(川野敏夫君) 東所企画財政課長。

○企画財政課長(東所勝則君) それでは、私のほうから、議案第9号から議案第12号までの補正予算の事項別明細書について御説明いたします。

今回の補正につきましては、各会計とも年度末の決算見込みに基づく減額が大半であります

ことから、増減の金額や割合が小さいもの、入札減などにつきましては、簡略に御説明いたしますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、議案第9号の一般会計補正予算の歳出から御説明いたしますので、17ページをお開き願います。

1款1項1目とも議会費479万円の減額補正は、議員の欠員及び経費確定による議会運営経費の減額であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費3億9,737万1,000円の増額補正は、庶務一般経費以下の事業について、経費の決算見込みなどにより、増減の補正を行うとともに、財政一般経費において、決算見込みを勘案した減債基金及び公共施設等整備基金への積立金3億5,000円を増額、過疎地域自立促進特別事業において、同事業基金への積立金4,950万円を増額するものであります。

続きまして、21ページをお開き願います。

2目企画費から11目定住促進費まで、企画一般経費以下の事業について、入札減及び事業費の決算見込みなどにより、いずれも減額とするもので、企画費で174万8,000円、車両管理費で218万8,000円、定住促進費で58万4,000円を減額するものであります。

次に、23ページにまいりまして、12目諸費1,802万5,000円の増額補正は、国・道費による事業の令和2年度分の精算に伴う返還金の増額によるものであります。

2項徴税費2目賦課徴収費277万円の減額補正は、賦課一般経費について、決算見込みや北海道共同利用型エルタックス審査システム共同契約に関する費用の変更などに伴い、電算委託料などを減額するものであります。

3項1目とも戸籍住民基本台帳費101万円の増額補正は、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業として、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修を行うため、システム改修委託料138万6,000円を計上したことによる増と、個人番号カード等交付事業について、事務の委任に係る交付金が確定したことにより、37万6,000円を減額するものであります。

5項1目とも統計調査費33万3,000円の減額補正は、統計調査経費等の確定及び決算見込みによる減額であります。

3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費49万3,000円の増額補正は、障害福祉サービス経費等の確定及び決算見込みによる増額補正であります。

25ページにまいりまして、5目医療福祉費1,175万2,000円の減額補正は、医療扶助の経費確定による減額のほか、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の決算見込みに基づく繰出金の減によるものであります。

27ページにまいりまして、2項老人福祉費1目老人福祉事業費1,336万1,000円の減額補正は、老人福祉施設措置費における施設入所者の減による扶助費の減及び高齢者等除雪支援事業の備品購入における入札減によるものでございます。

3目介護保険費から、29ページにまいりまして、3項1目とも生活保護費及び4項児童福祉費2目児童福祉事業費までは、いずれも関係事業費の決算見込みなどによる増減の補正であります。介護保険費で344万6,000円、生活保護費で2,272万8,000円、児童福祉事業費で785万9,000円の減額としております。

次に、31ページにまいりまして、3目認定こども園費179万5,000円の減額補正は、保育教諭の9月採用による報酬等の減及び事業費の決算見込みなどによる増減でありま

す。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費546万9,000円の減額補正は、主に健康診査事業、母子保健事業、感染症対策事業に計上した健康診断等委託料の減によるもので、がん検診や各種健康診査、定期予防接種などの利用者の減によるものであります。

33ページにまいりまして、3目環境衛生費から2項清掃費2目ごみ処理費まで、環境衛生総務一般経費以下の事業について、入札減や、事業費の確定や、決算見込みなどにより、いずれも減額とするもので、清掃総務費で66万8,000円、ごみ処理費で130万1,000円の減額としております。

3款1目とも病院費869万1,000円の減額補正は、病院事業会計繰出金の減で、6款農林費農畜一般経費以下の事業について、事業費の確定や決算見込みなどにより、いずれも減額とするもので、農畜費で97万円、林業費で52万8,000円の減額としております。

次に、35ページにまいりまして、7款1項とも商工費1目商工業振興費472万1,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症対策事業として実施した水道料金等補助事業の減によるもので、3目誘致企業向け住宅費52万8,000円の減額補正は、改修工事の入札減、4目観光費302万3,000円の減額補正は、行事の中止に伴う補助金の減や、新型コロナウイルス感染症対策事業として実施した宿泊費補助事業の減によるものであります。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費100万円の減額補正は、決算見込みによる道路橋りょう総務一般経費の電気料の減、37ページにまいりまして、2目道路維持費63万9,000円の減額補正は、草刈り作業員報酬等の減及び除雪の燃料費及び大型除雪車の修繕にかかる修繕料の増によるもので、3目橋りょう維持費89万2,000円の減額補正及び4項都市計画費1目都市計画総務費44万8,000円の減額補正は、委託や工事の入札減、2目下水道費891万7,000円の減額補正は、市営公共下水道特別会計繰出金の減で、4目都市公園費186万1,000円の減額補正は、清掃・洗浄委託料の減によるものでございます。

5項住宅費1目住宅管理費401万8,000円の減額は、住宅一般経費の決算見込みによる増減のほか、39ページにまいりまして、住宅改修事業における工事等の入札減、住宅改修促進助成事業における補助金の増などでございます。

9款1項とも消防費1目常備消防費82万円の減額補正、2目非常備消防費105万6,000円の減額補正、3目消防施設費19万7,000円の減額補正、41ページにまいりまして、4目防災費17万7,000円の減額補正は、常備消防一般経費以下の事業に係る決算見込みによる減額でございます。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費23万2,000円の減額補正は、決算見込みによる事務局一般経費の減額で、3目奨学費331万円の減額補正は、奨学一般経費の各種補助金及び新型コロナウイルス感染症対策事業として実施した大学生等学業応援事業交付金の減、4目奨学金貸付費48万円の減額補正は、奨学金貸付金の減によるものでございます。

3項義務教育学校費1目学校管理費659万円の減額補正、43ページにまいりまして、2目教育振興費234万7,000円の減額補正は、学校管理一般経費以下の事業に係る決算見込みによる減及び委託・工事等の入札減によるものでございます。

4項社会教育費2目社会教育行事費56万5,000円の減額補正は、社会教育行事事業、45ページにまいりまして、学校・家庭・地域連携協力事業の決算見込みによる減、3目図書館費は財源区分の変更で、4目コミュニティセンター費109万7,000円の減額補正は、コミュニティセンター一般経費及び新型コロナウイルス感染症対策事業に係る決算見込みによ

る減及び工事の入札減によるものでございます。

5 項保健体育費 1 目保健総務費 1 1 6 万円の減額補正及び 4 目学校給食費 1 1 6 万円の減額補正は、保健総務一般経費及び学校給食一般経費の決算見込みによる減であります。

次、4 7 ページにまいりまして、1 2 款 1 項とも公債費 1 目元金は、財源区分の変更で、1 4 款 1 項とも職員費 1 目職員給与費 1, 2 1 8 万円の減額補正は、給料、共済費等の決算見込みによる職員給与費の減額。

1 5 款 1 項 1 目とも予備費 1 億 2, 0 6 8 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、歳入歳出予算を調整するものでございます。

なお、4 9 ページから 6 4 ページに給与費明細書を掲載しておりますので、御参照願いたいと思います。

続きまして、補正予算、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、7 ページにお戻り願いたいと思います。

歳入の説明について、歳出と連動している部分につきましては、補正理由等が重複することから、簡潔な説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

1 款市税 1 項市民税 1 目個人 1 3 0 万円の増額補正から、6 項 1 目とも入湯税 2 1 万 8, 0 0 0 円の減額補正までは、各税目の決算見込みによる増減の補正で、2 款地方譲与税 3 項 1 目とも森林環境譲与税 5 2 万 8, 0 0 0 円の減額補正は、交付決定額の減によるものであります。

1 0 款 1 項 1 目とも地方交付税 3 億 5, 3 6 5 万 7, 0 0 0 円の増額補正は、普通交付税の確定に伴う増額で、1 2 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目民生費負担金 2 8 7 万 7, 0 0 0 円の減額補正は、老人福祉施設入所者の減に伴う負担金の減額であります。

1 3 款使用料及び手数料 1 項使用料 5 目土木使用料 3 1 9 万 3, 0 0 0 円の増額補正及び 6 目教育使用料 1 4 万 6, 0 0 0 円の減額補正は、ともに決算見込みによる住宅使用料及びコミュニティセンター使用料の減額であります。

1 4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費負担金 1, 9 0 7 万円の減額補正、9 ページにまいりまして、2 項国庫補助金 1 目総務費補助金 5 9 2 万 1, 0 0 0 円の増額補正、2 目民生費補助金 2 0 6 万 2, 0 0 0 円の減額補正、3 目衛生費補助金 2 3 万 3, 0 0 0 円の減額補正、4 目土木費補助金 3 7 1 万 4, 0 0 0 円の減額補正、1 1 ページにまいりまして、5 目教育費補助金 7, 0 0 0 円の減額補正、1 5 款道支出金 1 項道負担金 1 目民生費負担金 3 0 4 万円の減額補正、2 項道補助金 1 目総務費補助金 3 0 万円の減額補正、2 目民生費補助金 1 8 8 万 7, 0 0 0 円の減額補正、3 目衛生費補助金 1 3 万 9, 0 0 0 円の減額補正、5 目教育費補助金 1 6 万 3, 0 0 0 円の減額補正、6 目農林費補助金 3 万円の増額補正、3 項道委託金、1 3 ページにまいりまして、1 目総務費委託金 3 3 万 3, 0 0 0 円の減額補正は、歳出の補正に連動または事業費及び補助金の確定による増減でございます。

1 6 款財産収入 2 項財産売払収入 1 目不動産売払収入 6 2 3 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、市有地売払いによる増、2 目物品売払収入 1 9 8 万円の増額補正は、令和 2 年度までワイン用ブドウ試験栽培事業に供していた物品の売払いによる増であります。

1 7 款 1 項とも寄附金 2 目ふるさと応援寄附金 1 0 0 万円の増額補正は、寄附金の増によるもので、1 8 款 1 項とも繰入金 1 目財政調整基金繰入金 3, 0 0 0 万円の減額補正は、決算見込みを勘案し、繰り入れを取りやめるもので、2 目歌志内ふるさと応援基金繰入金 7 8 万円の増額補正は、令和 2 年度のふるさと応援寄附金の実収入額に連動するものでございます。

3 目過疎地域自立促進特別事業基金繰入金 2 1 7 万 1, 0 0 0 円の減額補正は、子ども医療

費助成以下5事業費の増減によるもので、4目敷金基金繰入金2万5,000円の増額補正は、敷金返還金の増減によるものであります。

5目公共施設等整備基金繰入金5,000万円の減額補正は、決算見込みを勘案し、繰り入れを取りやめるもので、19款1項1目とも繰越金6,062万7,000の増額補正は、令和2年度繰越金の残額を増額補正するものでございます。

20款諸収入4項雑入3目過年度収入101万5,000円の増額補正は、令和2年度障害者自立支援給付費国庫負担金の追加交付による増で、4目介護サービス収入759万9,000円の減額補正は、サービス利用者の減によるものであります。

15ページにまいりまして、6目地域支援事業収入9万2,000円の増額補正、7目後期高齢者医療広域連合事業収入7万2,000円の減額補正、8目雑入88万1,000円の増額補正は、決算見込みにより増減の補正を行うものであります。

21款1項とも市債につきましては、第4表 地方債補正のところで御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わりました、次に、市営公共下水道特別会計補正予算の事項別明細書について御説明いたしますので、下水道の7ページをお開き願います。

○議長（川野敏夫君） 説明の途中ですが、ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午後 0時01分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第10号の事項別明細書の説明をお願いします。

東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、下水道の7ページをお開き願いたいと思います。

歳出から御説明いたします。

1款市営公共下水道事業費1項公共下水道事業費1目一般管理費518万円の減額補正は、決算見込みによる負担金及び公課費の減で、2目公共下水道事業費88万円の減額補正は、石狩川流域下水道組合の建設事業費の確定に伴う負担金の減であります。

次に、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、5ページにお戻り願います。

2款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道事業費補助金289万7,000円の減額補正、3款1項とも繰入金1目一般会計繰入金891万7,000円の減額補正は、事業費の確定による減で、4款諸収入1項2目とも雑入135万4,000円の増額補正は、石狩川流域下水道組合からの令和2年度分の還付金であります。

5款1項とも市債1目下水道事業債につきましては、第3表 地方債補正のところで御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算の事項別明細書について御説明いたしますので、国保の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費88万5,000円の減額補正は、決算見込みによる減額、2目広域連合負担金121万8,000円の減額補正は、空知中部広域連合負担金の減であります。

2款1項とも基金積立金1目財政調整基金積立金2,234万5,000円の増額補正は、国

民健康保険事業財政調整基金への積立金で、5款1項1目とも予備費201万円の増額補正は、歳入歳出予算の調整であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、国保の3ページをお開き願います。

2款1項とも繰入金1目一般会計繰入金119万3,000円の減額補正は、繰入れ対象経費の減、3款1項1目とも繰越金488万8,000円の増額補正は、令和2年度繰越金の残額を増額するものであります。

4款諸収入2項1目とも雑入1,855万7,000円の増額補正は、特別調整交付金及び空知中部広域連合負担金の精算に伴う返還金の増によるものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書について御説明いたしますので、後期高齢の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費400万円の減額補正は、職員の異動による人件費の減で、2款1項1目とも後期高齢者医療広域連合納付金171万3,000円の減額補正は、後期高齢者医療広域連合負担金の減であります。

なお、7ページから9ページに給与明細書を掲載しておりますので、御参照願いたいと思います。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、後期高齢の3ページをお開き願います。

2款1項とも繰入金1目一般会計繰入金581万2,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるもので、4款1項1目とも繰越金9万9,000円の増額補正は、令和2年度決算に伴う繰越金であります。

以上で、議案第9号から議案第12号までの各会計補正予算事項別明細書についての御説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 大家市立病院事務長。

○市立病院事務長（大家浩二君） ー登壇ー

議案第13号令和3年度歌志内市病院事業会計補正予算（第3号）について御提案申し上げ、その内容について御説明いたします。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するもので、第2号中、年間患者数の既決予定量2万7,750人から3,227人減して2万4,523人に改め、その内訳は、入院患者の既決予定量から2,219人減して1万5,301人に、外来患者の既決予定量から1,008人減して9,222人に改めるものであります。内訳につきましては、内科外来9,198人、小児科外来24人であります。

第3号中、1日平均患者数の既決予定量90人から10人減して80人に改め、その内訳は、入院患者の既決予定量から6人減して42人に、外来患者の既決予定量から4人減して38人に改めるもので、患者数は1月末までの実績などを勘案して調整するものであります。

第4号、主な建設改良事業中、市立病院ボイラー更新工事の既決予定量2,013万円から77万円を減額して1,936万円に、市立病院ボイラー設備整備工事の既決予定量550万4,000円から97万2,000円を減額して453万2,000円に改めるものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、

第1款病院事業収益の既決予定額6億3,751万1,000円から2,473万6,000円を減額して6億1,277万5,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業収益の既決予定額から2,128万7,000円を減額して3億9,280万8,000円に、第2項医療業外収益の既決予定額から344万9,000円を減額して2億1,996万7,000円に改めるものであります。

支出は、第1款病院事業費用の既決予定額6億1,948万1,000円から2,014万6,000円を減額して5億9,933万5,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業費用の既決予定額から2,014万6,000円を減額して5億9,127万6,000円に改めるものであります。

第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものでありますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,603万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものといたします。

次ページをお開き願います。

収入では、第1款資本的収入の既決予定額6,246万5,000円から166万円を減額して6,080万5,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項企業債の既決予定額から180万円を減額して4,080万円に、第2項出資金の既決予定額に1,000円を増額して1,685万2,000円に、第3項他会計繰入金の既決予定額から295万5,000円を減額して5万9,000円に、第4項に補助金を新たに設け、既決予定額0円に309万4,000円を増額して309万4,000円に改めるものであります。

支出は、第1款資本的支出の既決予定額7,858万1,000円から173万9,000円を減額して7,684万2,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項建設改良費の既決予定額から174万2,000円を減額して4,391万円に、第2項企業債償還金の既決予定額に3,000円を増額して3,293万2,000円に改めるものであります。

第5条は、予算第6条に定めた企業債の限度額を補正するもので、医療施設整備事業の限度額を2,563万4,000円から2,380万円に改めるものであります。

第6条は、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を補正するもので、第1号職員給与費の既決予定額3億5,823万2,000円から1,732万4,000円を減額して3億4,090万8,000円に改めるものであります。

第7条は、予算第8条に定めた一般会計からの補助金を「2億1,348万5,000円」から573万7,000円を減額して「2億774万8,000円」に改めるものであります。

次に、実施計画並びに説明書の収益的収入及び支出の支出から御説明いたしますので、1ページを御覧ください。

支出、1款病院事業費用1項医業費用1目給与費の1,732万4,000円の減額内訳は、(給料)2節看護師給120万円の減は、看護師の退職、採用に伴い、新陳代謝が図られたことなどによる減であります。3節医療技術員給276万円の減は、臨床検査技師の自己都合退職に伴う減であります。4節事務員給9万円の増は、人事異動に伴う増であります。

次に、(手当)7節医療技術員手当73万円の減は、給料と同様、臨床検査技師の自己都合退職に伴う減であります。

2ページをお開き願います。

9節会計年度任用職員手当94万8,000円の減は、無給の育児休業取得に伴う期末手当の減のほか、看護助手欠員1名を募集するも、応募者がいなかったことなどから減するものであります。11節報酬930万5,000円の減は、院長及び固定医師の休暇取得が少なかつ

たことなどによる出張医師報酬の減のほか、会計年度任用職員の無休の育児休業取得に伴う減や、看護助手を募集するも、応募者がいなかったことなどから減するものであります。12節法定福利費247万1,000円の減は、市職員の退職、採用などによる決算見込みにより減するものであります。

次に、2目材料費350万円の減は、1節薬品費の減で、入院患者の減によるものであります。

3目経費67万8,000円の増額内訳は、7節光熱水費30万円の増、これは電気料の増で、空気清浄機など、感染防止対策のための医療機器を導入したことなどによるものであります。8節燃料費340万円の増、これは、ボイラー燃料のA重油単価の値上がりによるものであります。10節修繕費63万8,000円の減は、不測の事態のために計上していた建物修繕費を決算見込みにより減するものであります。12節賃借料78万4,000円の減は、在宅酸素濃縮器を使用する患者がいなかったことから、これまでの経過期間分の借上料を減するものであります。14節委託料160万円の減は、入院患者の減に伴い、給食提供数が減となったことから、給食業務委託料を減するものであります。

次に、収入の御説明をいたしますので、1ページへお戻りください。

収入の1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益1節内科入院収益の2,459万4,000円の減は、入院患者数の減によるものであります。

次に、2目外来収益1節内科外来収益の349万3,000円の減は、外来患者数の減によるものであります。

次に、3目その他医業収益1節公衆衛生活動収益810万円の増は、新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う市内福祉施設の入所者及び施設職員の健康診断の中止に伴う健康診断料が減となる一方、新型コロナウイルスワクチン接種により、予防接種料が増となる増減によるものであります。2節その他医業収益130万円の減は、入院患者数の減に伴う紙おむつ料の減のほか、勤医協神威診療所の医療機能が上砂川町に移転したことに伴うCT撮影受託件数の減などによるものであります。

次に、2項医業外収益1目他会計補助金1節一般会計補助金の573万7,000円の減は、特別交付税の一病床当たりの単価改正に伴う増や、令和3年度決算で純利益となる見込みのため、当初、病院事業収益で賄うことができない経費分として計上していた7,500万円から2,000万円を減するなどの増減によるものであります。

次に、5目補助金1節ワクチン個別接種促進事業支援金の213万2,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種を1日50人以上接種した場合に、1日当たり10万円交付されるほか、看護師等の休日勤務にかかる時間外勤務手当分が補助されるため、増するものであります。なお、1日50人以上接種した日数は、市内福祉施設や土曜、日曜日に実施した集団接種等で、合計20日であります。2節感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金の15万6,000円の増は、基準額25万円に1病床当たり5万円を加算した325万円が補助されるもので、このうち3条予算では、消耗備品費で購入したノートパソコンやプリンターなどに充当するため、増するものであります。

なお、補助金の残額309万4,000円は、4条予算で受け入れることにしております。

次に、資本的収入及び支出の御説明をいたしますので、3ページをお開き願います。

支出から御説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費1目建設費1節改築工事費の174万2,000円の減は、ボイラー関係工事費の入札執行減であります。

2項1目1節とも企業債償還金の3,000円の増は、本年度から償還予定の医療機器にかかる企業債の償還金額確定に伴う不足額を増するものであります。

次に、収入の1款資本的収入1項1目1節とも企業債の180万円の減は、支出の改築工事費で御説明いたしましたボイラー関係工事費の入札執行減に伴い、企業債の借入額も減するものであります。

2項1目とも出資金1節一般会計出資金の1,000円の増は、支出の企業債償還金3,000円増に対する一般会計からの出資金を増するものであります。

3項1目とも他会計繰入金1節一般会計繰入金の295万5,000円の減は、当初、PCR検査機器を一般会計からの繰入金により導入する予定でありましたが、次に御説明する感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金に予算科目を組み替えるために減するものであります。

4項1目とも補助金1節感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金の309万4,000円の増は、先ほど御説明いたしましたPCR検査機器のほか、AED機器の導入費用に充てるために一般会計繰入金から予算科目を組み替えて増するものであります。

次に、4ページから11ページの説明を省略させていただき、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

予定貸借対照表の資本の部の下から5段目、ロの当年度純利益は、既決予定額では896万9,000円の純利益を予定しておりましたが、398万5,000円減少した498万4,000円の純利益となり、年度末の累積欠損金は7億9,321万7,000円となる見込みであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第9号令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第10号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第10号令和3年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第11号令和3年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第11号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第12号令和3年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第12号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第13号令和3年度歌志内市病院事業会計補正予算（第3号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号から議案第18号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第18 議案第14号より日程第22 議案第18号まで一括議題といたします。

この件について、一括提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第14号から議案第18号まで、御提案いたしました令和4年度歌志内市各会計歳入歳出予算につきまして、会計別にその概要を御説明いたします。

1、予算の総額は、一般会計42億3,000万円、市営公共下水道特別会計2億4,600万円、国民健康保険特別会計1億2,000万円、後期高齢者医療特別会計7,700万円、合計46億7,300万円。病院事業会計7億6,400万円。総計54億3,700万円であります。

一般会計及び特別会計の合計は、前年度当初に比べ3億2,100万円、7.4%の増であります。また、病院事業会計を含めた総計では、前年度当初に比べ3億8,800万円、7.7%の増であります。

2、一般会計につきまして御説明いたします。

本年度の予算編成は、歌志内市総合計画の後期基本計画が中盤に差しかかり、これまで実施した事業の結果を踏まえ、計画のゴールを見据えて具体的な施策を展開する必要があると考え、市民の健康と生活を守り抜くべく、新型コロナウイルス感染症対策など、喫緊の課題への対応を図るほか、将来的な財政需要に備えつつ、限られた財源を有効に活用し、市内事業者への支援や地域経済の活性化、医療福祉や消防救急体制の整備、住環境、教育環境の整備などを行い、みんなで創る笑顔あふれるまち、全ての市民が幸せを実感できるまちづくりの実現を目指すことといたしました。

市民と協働で創るまちとして、歌志内/夢・まち未来会議をはじめとした市民の声を聞く機会を活用し、町内会、自治会、地域づくり活動への支援を継続するほか、行政手続のデジタル化を推進するなど、市民に身近な行政たることを意識しつつ、行政の効率化や利便性の向上に取り組んでまいります。

次に、活力と魅力あふれるまちとして、人口減少を抑制するべく、PR活動や各種助成をはじめとする移住・定住の施策を推進するほか、地域おこし協力隊制度の活用、商業施設の建設など、過疎、高齢化の課題に対応する新たな取組により、地域経済及び市民生活の活性化を図ってまいります。

また、企業の笑顔応援補助金など、市内事業者を対象とする支援や消費の喚起、歌志内ブランドの開発や観光施設の活性化などにより、歌志内の活力と魅力の向上を目指してまいります。

す。

次に、健康で心ふれあうまちとして、予防接種や医療費の無料化、認定こども園における幼児教育、市立病院の医療機器更新など、子育てや医療環境の向上を図るほか、住み慣れた地域で生きがいのある生活を送っていただけるように、介護や福祉に係る各種サービスの継続、充実を図り、市民の健幸寿命の延伸を目指します。

次に、安心して快適に暮らせるまちとして、コンパクトなまちづくりを意識しながら、市営住宅や道路などについて、必要な点検、改修を行うなど、効率的に長寿命化を図り、将来的な財政負担を抑制する一方、消防防災や救急体制の強化、公共交通機関の維持、利用環境の整備などを行い、市民生活の安全性、快適性の向上を図ります。

次に、豊かな心を育む教育と文化のまちとして、市が独自に実施する各種の就学支援、助成等の制度を継続しつつ、新たに高校入学時のパソコン購入費助成や、歌志内学園におけるデジタルドリルの導入など、時代の変化にあわせた新たな取組を進めるほか、奨学金貸付制度の見直しを行うなど、子育て世帯への経済的支援を強化します。

また、児童センター等の一元化、学校をはじめとする教育施設の整備や、新たな事業の展開により、地域が一体となって子育て、教育を行う環境づくりを進めます。

これらの取組を進めるため、予算総額は42億3,000万円、前年度当初に比べ3億3,000万円、8.5%の増となりました。

以下、歳出につきましては、各会計予算資料10ページ、第4表 一般会計歳出予算款別性質別分析表により、また、歳入につきましては款別に、それぞれ御説明いたします。

(1) 人件費は10億2,973万円で、総額の24.3%、前年度当初より5,232万7,000円の増であり、主な要因は、退職手当組合追加納付金5,003万9,000円の増であります。

主な内容は、議員報酬3,252万2,000円、委員等報酬1億662万8,000円、市長等特別職給与3,285万9,000円、職員給5億9,143万5,000円、共済組合等納付金1億3,672万9,000円、退職手当組合納付金1億1,698万9,000円であります。

(2) 物件費は6億7,487万8,000円で、総額の16%、前年度当初より8,320万円、14.1%の増で、主な要因は、電算システム運用にかかる整備委託料1,037万6,000円、最終処分場管理委託料989万4,000円の増のほか、森林環境保全整備事業委託料2,991万3,000円、防災点検委託料2,581万7,000円の皆増などであります。

主な内容は、需用費1億2,690万4,000円、役務費6,990万円、委託料4億2,610万4,000円であります。

(3) 維持補修費は6,758万円で、総額の1.6%、前年度当初より53万6,000円、0.8%の減であります。

(4) 扶助費は6億4,002万4,000円で、総額の15.1%、前年度当初より985万2,000円、1.5%の減であります。

この主な要因は、老人福祉施設措置費1,028万5,000円の減などであります。

主な内容は、障害者福祉サービス給付事業2億8,302万6,000円、医療福祉助成事業1,659万円、老人福祉施設措置費5,770万1,000円、生活保護事業2億1,260万7,000円、児童手当1,563万円、児童扶養手当692万4,000円であります。

(5) 補助費等は4億2,249万9,000円で、総額の10%を占め、前年度当初より

5,081万4,000円、13.7%の増であります。

この主な要因は、温泉施設利用促進補助金1,000万円の増のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による福祉医療施設等臨時支援金1,990万円、宿泊費補助事業900万円の皆増などであります。

補助費等の内訳は、負担金・寄附金2億5,695万8,000円、補助・交付金1億4,544万9,000円、その他（報償費等含む）2,009万2,000円であります。

なお、明細につきましては、各会計予算資料12ページ、第5表 各会計負担金補助及び交付金調に記載しております。

(6) 普通建設事業費は4億9万3,000円で、総額の9.5%を占め、前年度当初より1億3,935万2,000円、53.4%の増であります。

この主な要因は、文珠地区道路改良舗装3,000万円、商業施設建設調査設計委託料1,419万円、高規格救急自動車購入3,677万円、歌志内学園校舎外壁改修6,000万円の皆増などによるものであります。

補助事業は1億6,958万7,000円で、主なものは、改良住宅屋上防水・外壁塗装6,721万円、改良住宅解体除却2,261万6,000円、歌志内学園校舎外壁改修6,000万円、単独事業は2億3,050万6,000円で、主なものは、文珠地区道路改良舗装3,000万円、商業施設建設調査設計委託料1,419万円、施設改修事業補助（チロルの湯改修）1,523万円、改良住宅ボイラー取替え1,614万8,000円、高規格救急自動車購入3,677万円、児童センター等一元化施設調査設計委託料1,256万2,000円であります。

なお、明細につきましては、各会計予算資料21ページ、第6表 各会計事業費調に記載しております。

(7) 災害復旧事業費は37万5,000円で、応急対策費及び一般災害復旧費を計上しております。

(8) 公債費は4億5,667万3,000円で、総額の10.8%を占め、前年度当初より819万6,000円、1.8%の減であります。

(9) 積立金は986万9,000円、前年度当初より24万円、2.4%の減で、明細につきましては、各会計予算資料25ページ、第7表 積立金調に記載しております。

(10) 投資及び出資金は572万円、前年度当初より16万3,000円、2.9%の増で、明細については、各会計予算資料25ページ、第8表 投資及び出資金調に記載しております。

(11) 貸付金は3,156万円で、前年度当初より60万円、1.9%の増で、この主な要因は、奨学金貸付制度の見直しによる増で、明細につきましては、各会計予算資料26ページ、第9表 貸付金調に記載しております。

(12) 繰出金は4億7,789万8,000円で、総額の11.3%を占め、前年度当初より2,357万5,000円、5.2%の増であり、この主な要因は、市営公共下水道特別会計繰出金2,635万8,000円の減や、病院事業会計繰出金5,337万7,000円の増などによるものです。

明細につきましては、各会計予算資料26ページ、第10表 繰出金調に記載しております。

(13) 予備費は、1,310万1,000円を計上しております。

以上で歳出の説明を終わりました。次に、歳入につきまして、各会計予算資料1ページ、第

1表 各会計歳入歳出予算款別前年度対比表により御説明いたします。

(1) 自主財源である市税は1億8,169万6,000円で、総額の4.3%を占め、前年度当初より615万5,000円、3.5%の増であります。

明細につきましては、各会計予算資料6ページ、第2表 市税予算前年度対比表に記載しておりますが、主な内容として、市民税は9,381万8,000円で、前年度当初より6万9,000円、0.1%の減であります。

個人市民税は8,458万5,000円で、前年度当初より3万9,000円の減。

法人市民税は3万円の減であります。

固定資産税は5,276万1,000円、前年度当初より371万4,000円、7.6%の増で、この主な要因は、償却資産の増によるものであります。

軽自動車税は720万6,000円、前年度当初より5万5,000円、0.8%の増であります。

市たばこ税は1,986万6,000円で、前年度当初より275万円、16.1%の増であります。

鉱産税は160万円で、前年度と同額であります。

入湯税は644万5,000円で、前年度当初より29万5,000円、4.4%の減であり、この主な要因は、日帰り入湯客数の減であります。

(2) 地方譲与税は2,713万6,000円、前年度当初より657万2,000円、32%の増で、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(3) 利子割交付金は15万円、前年度当初より2万円、11.8%の減であります。

(4) 配当割交付金は45万円で、前年度より9万円、25%の増であります。

(5) 株式等譲渡所得割交付金は54万円で、前年度当初より20万円、58.8%の増であります。

(6) 法人事業税交付金は220万円で、前年度当初より120万円、120%の増であり、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(7) 地方消費税交付金は7,960万円で、前年度当初より580万円、7.9%の増であります。

(8) 環境性能割交付金は120万円で、前年度当初より10万円、7.7%の減であります。

(9) 地方特例交付金は60万円で、前年度当初より20万円、25%の減であります。

(10) 地方交付税は24億3,000万円で、総額の57.4%を占め、前年度当初より8,000万円、3.4%の増となっております。

内訳は、普通交付税が18億円で、前年度当初より8,000万円の増、特別交付税は6億3,000万円で、前年度同額とし、地方財政計画や交付実績等を勘案して計上しております。

(11) 交通安全対策特別交付金は、科目設置として1,000円を計上しております。

(12) 分担金及び負担金は5,282万円で、前年度当初より499万1,000円、8.6%の減で、この主な要因は、老人福祉施設入所負担金398万2,000円の減などであり、

(13) 使用料及び手数料は1億9,042万1,000円、総額の4.5%を占め、前年度当初より247万1,000円、1.3%の減で、この主な要因は、改良住宅の使用料246万6,000円の減などであり、

主なものは、誘致企業向け住宅使用料216万円、住宅使用料1億7,039万5,000円、駐車場使用料358万5,000円、戸籍・住民・証明等手数料235万4,000円、ごみ処理手数料984万8,000円であります。

(14) 国庫支出金は5億777万1,000円で、総額の12%を占め、前年度当初より9,058万1,000円、21.7%の増であります。

この主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金5,621万6,000円、道路メンテナンス事業補助金2,153万8,000円、学校施設環境改善交付金2,000万円の皆増などであります。

負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金1億4,235万円、生活保護費負担金1億5,930万5,000円、児童手当負担金1,081万5,000円。

補助金の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,621万6,000円、住宅地区改良事業費交付金4,490万8,000円、道路メンテナンス事業補助金2,153万8,000円、学校施設環境改善交付金2,000万円。

委託金の主なものは、社会福祉費委託金173万3,000円であります。

(15) 道支出金は1億5,980万6,000円で、前年度当初より1,314万3,000円、9%の増であります。

この主な要因は、森林環境保全整備事業費補助金1,014万円、参議院議員選挙費委託金726万4,000円の皆増などあります。

負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金7,117万4,000円、生活保護費負担金1,090万円、保険基盤安定等負担金2,608万7,000円、児童手当負担金240万5,000円。

補助金の主なものは、身障者福祉費補助金502万5,000円、森林環境保全整備事業費補助金1,014万円。

委託金の主なものは、徴税费委託金379万5,000円、参議院議員選挙費委託金726万4,000円、駐車公園清掃業務委託金565万4,000円。

交付金の主なものは、権限移譲事務費交付金20万7,000円あります。

(16) 財産収入は2,972万4,000円で、前年度当初より1,744万9,000円、142.2%の増であり、この主な要因は、赤平市に所有する市有林の立木売払収入2,035万6,000円の皆増であります。

主なものは、土地貸付収入423万6,000円、建物貸付収入118万8,000円、立木売払収入2,035万7,000円あります。

(17) 寄附金は600万2,000円で、前年度決算見込額を勘案して計上しております。

(18) 繰入金は1億9,050万9,000円で、前年度当初より7,339万円、62.7%の増であり、この主な要因は、財政調整基金繰入金4,000万円、公共施設等整備基金繰入金3,000万円の増などあります。

内訳は、財政調整基金繰入金5,000万円、歌志内ふるさと応援基金繰入金600万円、過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金5,293万7,000円、敷金基金繰入金157万2,000円、公共施設等整備基金繰入金8,000万円あります。

(19) 繰越金は3,000万円で、前年度決算見込額を勘案して計上しております。

(20) 諸収入は2億937万4,000円で、総額の5%を占め、前年度当初より820万2,000円、4.1%の増であり、この主な要因は、中・北空知廃棄物処理広域連合焼却灰

処理負担金797万9,000円の増、中空知広域市町村圏組合人件費負担金900万7,000円の皆増などであります。

主なものは、貸付金元利収入3,028万9,000円、うち、中小企業振興保証融資貸付金元金収入3,000万円、介護サービス収入3,164万7,000円、地域支援事業収入6,983万9,000円、雑入7,208万3,000円、うち、中空知広域水道企業団負担金666万5,000円、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金4,267万7,000円、中空知広域市町村圏組合人件費負担金900万7,000円であります。

(21)市債は1億3,000万円で、総額の3.1%を占め、前年度当初より3,500万円、36.8%の増であり、この主な要因は、過疎地域持続的発展特別事業債2,600万円の増、高規格救急自動車整備に係る消防設備整備債2,200万円の皆増などであります。

市債区分は、総務債、過疎地域持続的発展特別事業債4,000万円、教育債、義務教育学校整備事業債2,800万円、臨時財政対策債、臨時財政対策債4,000万円、消防債、高規格救急自動車整備事業債2,200万円であります。

3、次に、市営公共下水道特別会計につきまして御説明いたします。

この会計の予算総額は2億4,600万円で、前年度当初に比べ500万円、2%の減であり、この主な要因は、普通建設事業費の減であります。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は917万9,000円、物件費は6,106万8,000円、補助費等は4,204万8,000円であります。

普通建設事業費は1,105万円で、そのほか、公共下水道事業685万4,000円、石狩川流域下水道中部処理区建設事業負担金として419万6,000円を計上しております。

公債費は1億2,259万7,000円で、総額の49.9%を占めており、予備費は5万8,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

使用料及び手数料は、下水道使用料6,183万5,000円で、総額の25.1%を占め、前年度当初より351万7,000円、5.4%の減であり、国庫支出金は社会資本整備総合交付金2,870万円であります。

繰入金は、一般会計繰入金1億1,373万9,000円で、総額の46.2%を占め、前年度当初より2,635万8,000円、18.8%の減であり、諸収入は3,832万6,000円を計上しております。

市債は340万円で、総額の1.4%を占め、前年度当初より90万円、36%の増であります。

内訳は、流域下水道事業債340万円であります。

4、次に、国民健康保険特別会計について御説明いたします。

この会計の予算総額は1億2,000万円で、前年度当初に比べ700万円、6.2%の増であります。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は967万9,000円、物件費は236万9,000円であります。

補助費等は1億83万9,000円で、総額の84%を占めており、この主な内容は、医療費、後期高齢者支援金等、空知中部広域連合負担金であります。

このほか、公債費1,000円、積立金684万8,000円、予備費26万4,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

国民健康保険税は3,229万5,000円で、総額の26.9%を占めており、これは国民健康保険に要する費用に充てるための医療給付費分2,410万4,000円、後期高齢者医療制度の財源を支援する後期高齢者支援金分646万4,000円及び介護納付金の納付に要する費用に充てるための第2号被保険者の属する世帯に賦課する介護納付金分172万7,000円であります。

繰入金は5,022万円で、総額の41.9%を占めており、この内訳は、保険基盤安定負担金分、財政安定化支援事業分及び広域連合共通経費分等であります。

繰越金は1,000円を計上しております。

諸収入は3,748万4,000円で、前年度当初より1,312万3,000円の増で、特別調整交付金等の増によるものであります。

5、次に、後期高齢者医療特別会計につきまして御説明をいたします。

この会計の予算総額は7,700万円で、前年度当初より1,100万円、12.5%の減であります。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は486万9,000円、物件費は66万5,000円であります。

補助費等は7,135万5,000円で、総額の92.7%を占めており、この主な内容は、保険料、人件費等の北海道後期高齢者医療広域連合負担金であります。

このほか、公債費1,000円、予備費11万円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明をいたします。

広域連合が決定する保険料を75歳以上及び65歳以上75歳未満の障害認定を受けた被保険者から徴収する後期高齢者医療保険料は4,706万2,000円で、総額の61.1%を占めております。

繰入金は2,953万円で、総額の38.4%を占めており、この内訳は、保険基盤安定負担金分、広域連合共通経費分等であります。

諸収入は40万7,000円を計上しております。

6、次に、病院事業会計につきまして御説明いたします。

初めに、予算第2条に定めた業務の予定量につきまして御説明いたします。

本年度の年間患者数は2万6,169人で、内訳は、入院患者数が1万6,425人、外来患者数が9,744人であります。

次に、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は6億4,329万1,000円、支出予定額は6億5,524万3,000円で、収支予定額を項目別に見ますと、収入では、医業収益4億72万3,000円、医業外収益2億4,256万8,000円を計上いたしました。

一方、支出では、医業費用6億4,746万円、医業外費用758万3,000円、特別損失10万円、予備費10万円を計上しております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は9,152万9,000円で、この内訳は、企業債3,940万円、出資金1,442万7,000円、他会計繰入金3,770万2,000円であります。

支出予定額は1億875万7,000円で、この内訳は、建設改良費7,720万9,000円、企業債償還金3,154万8,000円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,722万8,000円につきましては、過

年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、貸借対照表につきまして御説明いたします。

本年度末における資産の総額は10億9,443万9,000円であり、負債は4億6,156万7,000円、資本は6億3,287万2,000円で、負債資本の合計は10億9,443万9,000円であります。

予定キャッシュフロー計算書につきましては、業務活動では317万円の増額、投資活動では5,576万3,000円の減額、財務活動では4,555万4,000円の増額となり、資金増加額は総額で1,337万9,000円の減額となる予定であります。

資金期首残高は5億7,639万7,000円と見込んでおりますので、資金期末残高は5億6,301万4,000円となる予定であります。

以上の結果、本年度は当初予算から2,342万6,000円の純損失が予定され、令和3年度末における累積欠損金が7億9,321万7,000円見込まれますので、令和4年度末における累積欠損金は8億1,664万3,000円になる予定であり、本年度も一層厳しい病院事業の経営となります。

以上、令和4年度における各会計の歳入歳出の概要を申し上げましたが、御提案いたしました予算案につきまして、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第14号より議案第18号まで、一括質疑に入ります。

質疑の際は、議案番号を述べてください。

質疑ありませんか。

ここで、約10分間、休憩をいたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案第14号の令和4年度の一般会計予算に関して、ちょっと市長に質疑をしたいと思っております。

今回というか、令和4年度の一般会計の予算というのは、今後の歌志内の行く道を結構大きく左右する大事な年度ではないかなと、私的にはちょっと感じるのですよね。

内容的には、市政としては商業施設の事業だったりだとか、教育行政では文教地区の基本計画だとか、いろいろな整備、こういったものが用意されていると思うのですがけれども、やっぱりそういうのも含めて、このコロナ禍の中で、住民福祉の向上を目指す目的と、いろいろな兼ね合いも多分出てくると思うのですがけれども、それをきちんと運営する、ちゃんと見ていく立場として、市長の立場として、リーダーシップというのがかなり重要になってくるのかなと私は思っております。令和4年度の予算に対して、市長の思いをもう1回聞いておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 今の女鹿議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

令和4年度の事業でございますけれども、歌志内市の総合計画、後期の基本計画は令和2年から6年間ということで、2、3、そして今、4、5の、ちょうど中盤になると思っております。

市民と協働で創るまちという中で、活力と魅力あふれるまちづくり、健康で心ふれあうまち、安心して快適に暮らせるまち、豊かな心を育む教育と文化のまちの実現に向けて進んでいくという考えでございます。

今の、これからのまちづくりを左右する、ちょうど中間の年度になるのかなと思います。やはり財政状況を見極めながら、いろいろ事業展開をしていかなければならないなど、これは常日ごろから思っているところでございます。

令和3年度の予算につきましては、このたびの補正を行いまして、一時的に公共施設等の整備基金、財政調整基金、それぞれ充当させてきたわけでございますが、このたびの補正で、それを減額をすることができたという部分と、今ほど議決をいただきました4億円程度の基金を積み上げることができたという部分でございまして、起債の償還残も、比較的毎年4から5億円ぐらいずつの返還をしているという中で、ちょうど積立金と基金、起債残が同じぐらいの金額になりつつあるかなという部分に関しては、財政的には、今の状況では安定しているかなと思っております。

しかしながら、人口減少は毎年100人程度少なくなってきておりますので、私もかねてからお話ししているように、何とか歯止めをかけなければならないということでございます。

そんな中で、児童センター、福祉センターの、失礼いたしました、東光児童館、それと神威児童館、東光はセンターですか、の一元化ということで、今、文珠地区に一体的に整備するわけでございますが、これについても、やはり統合することによってのメリットというものも生まれますし、一つの文教地区に、そこで展開するというものも、一つの目指してきたところでございますので、この辺についても、十分論議をした中で進めてきております。

また、商業施設につきましては、平成27年の1月にお話があったから、この間、非常に長い期間、向こうからもお話をかけてくれた経緯がございます。やはりそういう商業施設、なかなか高齢者の方が、何人か聞きますと、砂川、赤平のほうにタクシーで2人で行って、1週間に1回ですか、行って、そして冷凍に小分けして調達していると、非常に大変だということも伺ってまいりましたし、高齢化率が53%以上に達している本市にとって、やはり自分の目で見て、自分で買い物するという楽しさ、そういうものも当市のほうでやはり対策を進めていかなければならないのかなと思ひまして、このたび、いろいろ商業施設の誘致ということで協議させてもらっております。

やはり先行投資とは言いつつも、やはりこの先の将来性を見込んで、人口減少は緩やかになりつつも、そういった衣食住の、通常であれば衣料は着るものがございますけれども、今は本当の医療、お医者さんのほうの医療と、食というのは、これは生活の三要素、昔はそう言っていましたけれども、今は医療と食と住居というのは非常に重要な生活インフラだと思っておりますので、なかなかそういう商業の公設というのは、今までは関与できなかったことでございますけれども、やはり最近では、必要な施設、必要なインフラ、食のインフラというふうに私は受けとめて、何とかこれを実現したいと思っております。

今年の予算の中では、いろいろ予算概要の中でも説明しておりますけれども、活力と魅力あふれるまちの中で、子育て支援、または企業への支援、高齢者のいろいろな対策、安全・安心なまちづくりということで、いろいろ新規事業や拡充事業の説明をいたしたところでございます。これにつきましても、財政投資、いわゆる将来の財政状況を見極めながら進めていかなければならないということで、自主財源が非常に乏しい、市税も4%、地方交付税に頼っているまちではございますけれども、どうかその中で、サービスも持続可能な形で進めていくように、そのためには、将来の予算の状況というものを見極めなければならないと思っております。

ので、そんな中で進めていきたいという、令和4年度の私の考えでございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第14号より議案第18号までにつきましては、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第14号より議案第18号までは、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時19分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 能 登 直 樹

署名議員 女 鹿 聡